

大津市難病対策地域協議会要綱

(設置)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第32条第1項の規定に基づき、大津市難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成団体)

第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関等で構成する。

(部会)

第3条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、大津市健康福祉部保健所保健予防課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 関係機関
(1) 大津赤十字病院
(2) 滋賀医科大学医学部附属病院
(3) 琵琶湖大橋病院
(4) 大津公共職業安定所
(5) 大津市役所内関係課
2 関係団体等
(1) 公益社団法人大津市医師会
(2) 一般社団法人大津市歯科医師会
(3) 一般社団法人大津市薬剤師会
(4) 大津市訪問看護ステーション連絡協議会
(5) 大津市介護支援専門員協会
(6) 大津市介護サービス事業所協議会
(7) 滋賀県ホームヘルパー協議会
(8) 大津市が指名する相談支援事業所
(9) 滋賀県難病連絡協議会
(10) 滋賀県難病医療連携協議会
(11) 滋賀県難病相談支援センター
(12) 大津市社会福祉協議会
3 難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者としての大津市民生委員児童委員協議会連合会から選出された者